

真庭市集会所等施設整備補助金の申請方法

LED 照明器具交換事業は事前協議書の提出不要

①事前協議書の提出（提出先：地域みらい創生課または各振興局地域振興課）

【工事の前年度の10月末までに提出】

- 添付書類 (1) 施工予定場所の位置図
- (2) 現況又は予定地写真
- (3) 事業費概算の確認できる書類（見積書等）
- (4) 土地の賃借契約書(写)又は土地所有者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

↓ 事前協議書の提出後、通知を3月末に送付予定

②補助金交付申請書の提出

- 添付書類 (1) 申請書
- (2) 施工場所の位置図
- (3) 設計図
- (4) 事業費概算の確認できる書類（見積書等）
- (5) 工事届の写し（必要な場合に限る）
- (6) 建築確認通知書の写し（必要な場合に限る）
- (7) 賃貸借契約書（必要な場合に限る）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※追加で書類の提出をお願いする場合があります

↓ 交付決定通知を送付

③事業の実施

交付決定通知が届いた後、工事に着工してください。

※工事中の写真が実績報告時に必要となります

↓ [事業実施後]

④実績報告書の提出

事業終了後、実績報告書を提出してください

- 添付書類 (1) 事業収支決算書(精算額)と施工業者の領収書の写し

- (2) 施工前、施工中及び施工後の写真等事業の内容が確認できるもの

⑤現地確認・検査

真庭市が現地を確認いたします。

⑥補助金の確定通知・支払

問い合わせ先

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2

真庭市役所 地域みらい創生課

TEL:0867-42-1179

FAX:0867-42-1353